

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2833号)

令和4年3月25日

横情審答申第2833号

令和4年3月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和3年2月5日旭土第30175号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「旭区白根特定番地地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に  
関連して請求された別紙1の記載内容に該当する保有個人情報」の個人情報  
非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別紙1記載の保有個人情報の各個人情報本人開示請求を権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別紙1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の各個人情報本人開示請求（総称して、以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成31年2月19日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件本人開示請求については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく制度の趣旨・目的を著しく逸脱しており、権利の濫用に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように整理、要約される。

- (1) 審査請求人は、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、平成22年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行っている。
- (2) 本件本人開示請求も、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する本人開示請求であり、これまでの一連の開示請求等の延長上にある本人開示請求である。

ア 一連の開示請求等（平成29年度以降、平成30年11月16日まで）の概要

- (ア) 実施機関あてに、少なくとも1,221件の土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する文書の開示請求等を行っており、実施機関は、開示請求等に対する対応に合計2,315時間以上を費やしている。
- (イ) 平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち、旭区役所内の部署以外に対しては開示の実施に全く応じておらず、郵送で写しの交付を行った11件を除き、開示の実施を行うことができていない。
- (ウ) 実施機関が開示請求等に係る開示決定等（以下「開示決定等」という。）を

したものについて、開示の実施の有無にかかわらず、審査請求人は、少なくとも668件の審査請求を行っている。

(エ) 審査請求に対する対応に、実施機関は合計3,766時間以上を費やしている。

(オ) 権利の濫用に当たると判断して実施機関が請求を拒否した開示請求は、49件あった。審査請求人は、そのうち35件について、審査請求も行っている。

#### イ 一連の開示請求等における不適切な事例

(ア) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、文書にほとんど目を通さず、数時間にわたって自説を主張する。(平成29年度)

(イ) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行う、などの不適切な行為を行う。(平成29年度)

(ウ) 審査請求人から郵送による写しの交付の希望があったため、実施機関は、郵送料を含めた納付書を送付したが納付がなされない。(平成29年度、平成30年度)

(エ) 審査請求人は、自身の主張を一方的に展開し、実施機関が従わなければ新たな開示請求書の提出をほのめかす発言を行う。(平成29年度)

(オ) 審査請求人は、ほとんどのケースで開示の実施日に変更の連絡もなく来庁しないため、実施機関は開示の実施場所で30分から2時間程度待機をしている。(平成29年度、平成30年度)

(カ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず、繰り返し開示請求等を行い、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶケースがあった。(平成29年度、平成30年度)

(キ) 審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日よりも前に同一の行政文書を対象とする新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)

(ク) 実施機関が補正を求めても審査請求人が応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったが、審査請求人は、同様の開示請求等を繰り返す。(平成29年度、平成30年度)

(ケ) 審査請求人は、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)

(3) 権利の濫用に該当する理由

土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する一連の開示請求等を総合的に評価した場合、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」に記載している開示請求権の濫用の審査基準である下記の類型に該当する。

ア 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。

実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められる。(上記(2)ア(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ))

イ 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せずに、繰り返し同様の文書を開示請求する。(上記(2)ア(イ)(ウ))

ウ 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。

「行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を一方的にキャンセルする」などの不適正な行為が同一人から同一の実施機関に対して繰り返し行われている。(上記(2)イ(ア)(イ)(エ)(オ))

エ 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

(ア) 同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返す。(上記(2)ア(ア)(イ)(カ))

(イ) 開示決定等の期限が到来する前若しくは開示の実施前に新たな開示請求を行っている。(上記(2)イ(キ))

(ウ) 審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、新たに開示請求を行っている。(上記(2)イ(ケ))

(エ) 補正を求めたがこれに応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったにもかかわらず同様の請求を繰り返している。(上記(2)イ(ク))

以上より、実施機関においては、審査請求人からの本件本人開示請求を含む一連の開示請求等に対応するため、多大な労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしている。

また、審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい

支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、本件本人開示請求を含む一連の行為は、害意に基づくものと認められる。

個人情報保護条例における保有個人情報の本人開示請求等の権利は、個人の権利利益を保護する観点から最大限に尊重されるべきものであるが、その権利は無制限でなく、「個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営」を図るといふ個人情報保護条例の趣旨・目的に沿って適正に行使されなければならないことは明らかである。上記のような一連の行為に含まれる本件本人開示請求は、個人情報保護条例に基づく制度の趣旨・目的を著しく逸脱したものといえる。

個人情報保護条例には権利の濫用について明文の規定はないが、権利の濫用が許されないことは法の一般原則であって個人情報本人開示請求に対しても適用されると考えられるところ、本件本人開示請求は権利の濫用に当たるものといわざるを得ない。

したがって、本件本人開示請求は、権利の濫用に該当する請求として請求を拒否することとし、これを非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、土地A地先の土地の権利侵害に係る主張のほか次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
- (3) 実施機関は、審査請求人の所有地を搾取している事実を隠蔽のため、「開示請求に係る行政文書」欄には請求文書外を記載し、開示請求文書の原議写しの存否に対する決定をせず不作為にし、「請求文書を開示しないよう行った処分を取り消す」との裁決を求める。
- (4) 本件は開示請求を濫用したものでなく、実施機関が文書を偽造し行っている不開示の濫用に対し、審査請求人は原議の写の請求及び関連した文書を請求していることに対し、実施機関が開示請求権の濫用と評し行った処分は不当。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件処分に至る経緯

ア 実施機関は、平成4年に、土地A地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平

成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求等を行い、平成28年度頃からはさらに開示決定等について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで同様に繰り返し審査請求を行っている。

## (2) 本件本人開示請求について

審査請求人は、平成30年1月9日及び同年5月15日に、本人開示請求に係る保有個人情報として別紙1のとおり記載して本件本人開示請求を行った。

実施機関は、本件保有個人情報は土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する保有個人情報であると判断し、本件本人開示請求はこれまでの一連の開示請求等の延長上にある本人開示請求であって、個人情報保護条例の趣旨・目的を著しく逸脱し権利の濫用に該当するとして非開示としている。

## (3) 本件本人開示請求の権利濫用該当性について

ア 個人情報保護条例は、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市が保有する個人情報について本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障しているものであるが、その目的は、同条例第1条にあるとおり、「個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図る」ことにある。

同条例第20条に基づく本人開示請求権は、個人が横浜市の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するための権利として尊重されるべきものであることはいうまでもない。

イ しかしながら、権利の行使といっても常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、権利の濫用、すなわち「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」（法令用語研究会編「法律用語辞典（第5版）」（有斐閣））と評価されるような本人開示請求に対しては、個人情報保護条例には規定が設けられていないとしても、権利濫用の一般法理を適用することにより当該請求を拒否できると解するのが相当である。

具体的には、本人開示請求者の言動、本人開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該本人開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、本人開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ 一方、情報公開請求権については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第5条第2項において、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定され、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定されている。

実施機関は、情報公開条例上、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについて、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解されるとした上で、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。

- (ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。
- (イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。



(エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

エ 本人開示請求権と情報公開請求権は、根拠と制度趣旨を異にするが、権利の濫用が許されないという点においては同様であって、情報公開請求権に係る上記ウ(ア)から(エ)までの基準は、本人開示請求権の濫用の判断基準としても有益なものであると解される。

なお、権利濫用の一般法理により本人開示請求を拒否することは、個人情報保護条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用に当たっては本人開示請求権を不当に制限することのないよう特に慎重な判断が求められることはいうまでもない。

オ 本件本人開示請求について、実施機関は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する開示請求であって、これまでの一連の開示請求等の延長上にある本人開示請求であるとし、さらに、一連の開示請求等の多くが上記ウ(ア)から(エ)までの基準を満たしているとした上で、一連の開示請求等を総合的に評価して権利の濫用に該当するとして本件処分を行っている。

カ 実施機関が主張する審査請求人の一連の開示請求等（以下「一連の開示請求等」という。）の状況につき、当審査会は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2351号から第2680号まで及び第2681号から第2687号までにおいて、次のような事実を認定した。

(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、1,200件以上の開示請求等を行っている。実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書又は個人情報本人開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件や補正の手續に時間を要した案件については合計30時間、40時間を要している場合も認められる。そして、1,200件以上の行政文書及び保有個人情報の開示請求等の対応に要した時間は、合計2,300時間余りとなっており、職員一人が1日の勤務時間全てを費やしたとしても1年を超えるほどの極めて多大な労力を要したことが認められる。

(イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、数時間にわたり自説を主張するばかりで文書にほとんど目を通さない、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的

な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示の実施に全く応じなくなった。開示の実施に応じなかったものは400件を超えていた。

- (ウ) 審査請求人は、多くの場合過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があった。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行っている。

キ 上記認定した事実から、当審査会は、次のように判断した。

実施機関においては、一連の開示請求等に対応するために上記カ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。

また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（上記カ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（上記カ(ウ)）。

上記カ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。

ク 以上を踏まえ、本件本人開示請求の権利濫用該当性について判断する。

別紙1の記載内容及び各請求に係る日付から、本件本人開示請求は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する保有個人情報を対象としてなされたものであって、一連の開示請求等に含まれる本人開示請求であることが認められる。

前記イ及びエで述べたとおり、本人開示請求権についても権利濫用の一般法理は

妥当するものであって、一連の開示請求等に含まれる本件本人開示請求は、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができ、権利の濫用に当たる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求を権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 松村雅生

## 別紙 1

### 1 平成30年 1 月 9 日付個人情報本人開示請求 (18件)

- (1) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成28年 8 月 1 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为があると思われるため、事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望。
- (2) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成28年 8 月 19 日付請求分 1 件の審査請求書未処理の不作为があると思われるため、事実確認の等請求書の閲覧開示を求め、閲覧後必要により写しを希望。
- (3) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年 1 月 4 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为があると思われるため、事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望
- (4) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年 1 月 23 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望
- (5) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年 1 月 31 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望
- (6) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年 2 月 17 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为があると思われるため、事実確認の等請求書の閲覧開示を求め、閲覧後必要により写しを希望。
- (7) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年 3 月 17 日付請求分 3 件の審査請求書未処理の不作为があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望。
- (8) 実施機関 (旭土木事務所) は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審

査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年6月19日付請求分2件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(9) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年6月21日付請求分8件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(10) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年6月23日付請求分3件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(11) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年6月29日付請求分3件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(12) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年8月21日付請求分18件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(13) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年9月4日付請求分1件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(14) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年9月19日付請求分8件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(15) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年9月25日付請求分38件の審査請求書未処理の不作為があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(16) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審

査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年11月6日付請求分1件の審査請求書未処理の不作为があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(17) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年11月15日付請求分19件の審査請求書未処理の不作为があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

(18) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年11月29日付請求分6件の審査請求書未処理の不作为があると思われる。事実確認のため請求書の閲覧開示を求める。閲覧後必要により写しを希望

## 2 平成30年5月15日付個人情報本人開示請求（1件）

1. 林文子横浜市長が、建築局所属A現建築局建築指導部長に謝罪文書を持参させた案件に対し、道路局長所属は『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、内容がぼうばいで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いこと、裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、B様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』。と書面及び所長室でも言質があったが、『・・・確認する必要があるため時間がかかっております。』について、①. 確認を了した部分までの文書の開示。②. 神奈川県有地白根特定丁目特定地番A地の「道水路境界確認申請書一式」の閲覧。③. 同道水路調査申請人との工事についての協議書の開示。④. 同申請地に対する「調査図」の開示。⑤. 同申請地に対する素地図の開示。⑥. 同申請地について調査完了後の境界査定杭の位置の開示。⑦. 白根特定地番Bと特定地番A及び特定地番C間に関する所有者の承諾書及び表示図に一体化された書面に押印された承諾書の開示。⑧. 同申請地に新杭設置を白根特定地番B所有者が承諾した年月日と承諾印の開示。⑨. 同申請地の「道水路用地取得関係書類」の閲覧。⑩. 同申請地白根特定丁目特定地番Aの「道水路境界明示及び復元図」及び白根特定丁目特定地番Aと特定地番Bとの境界査定杭の位置と種類を明示した文書の開示。

2. ①. 平成27年6月26日付開示請求文書の開示。②. 同請求文書を開示するにあたり開示決定通知書の写しを平成28年11月29日に請求者に送付せず、何処へ送付されたのか相手先住所氏名の開示。③. 同決定通知書の送付枚数。④. 同送付文書名の開示。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 3 年 2 月 5 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 3 年 2 月 12 日	・審査請求人から意見書を受理
令 和 3 年 3 月 18 日 (第267回第三部会) 令 和 3 年 3 月 23 日 (第347回第一部会) 令 和 3 年 3 月 24 日 (第395回第二部会)	・諮問の報告
令 和 3 年 12 月 2 日 (第58回制度運用調査部会)	・審議
令 和 4 年 1 月 27 日 (第59回制度運用調査部会)	・審議